

預かり保育利用要項

エルマー（横浜型）

まつぼっくり（都度払い）

ニューライフ幼稚園

（HP 用）

2022.7 改

【幼稚園の一日】

1 4 時降園の場合

一日保育	時間	預かり保育
1 便バスが園を出発	7 : 3 0 8 : 0 0 8 : 2 5	★ニューライフマンションで過ごす
1 便バスが園に到着	8 : 3 0	★移動開始 ※職員と一緒に幼稚園へ徒歩で移動
★身支度、担任による視診のあと 自由遊びへ		★8:30 以降、直接幼稚園に登園も可能
徒歩通園児が登園	9 : 0 0 ~ 1 5	★1 便バス登園者と合流 ※季節休み・園休園日はホールで過ごす
2 便バスが園に到着		
3 便バスが園に到着		
★一斉片付け、クラスへ入室	1 0 : 0 0 頃	
★出欠確認		
★クラスの活動（主活動） ※学年やクラスにより集中時間が異なります	1 1 : 3 0	
★お弁当	1 2 : 3 0	
★食休みの時間		
★全園児外遊び ※1 日 1 時間運動をという指針による		
★年長組 動物当番	1 3 : 3 0	
★片付け、クラスの活動		
★帰りの身支度		
★帰りの会		
1 便バスが園を出発 (2 便、3 便順次出発)		
★降園 ※預かり保育室、バス待ち保育室それぞれ部屋へ移動	1 4 : 0 0	★預かり保育の部屋に移動
		★外遊び・室内遊び
		★おやつ
	1 6 : 0 0	★帰りの身支度
		★外に並ぶ、点呼
		★ニューライフマンションまで徒歩で移動
	1 8 : 3 0	16:00 以降マンションでの引き渡し
		★最終降園

※病気、怪我の際にご連絡しますので、必ずいつでも連絡が取れるようにお願いします。

※保護者もお子さんも不安なく過ごせるように、万が一の際引き取りをする方を必ず決めておいてください。

※どんな事情があっても 1 8 : 3 0 までのお迎えをお願いしています。ご協力をお願いします。

【預かり保育時間表】

平日 1日 保育	横浜型	7:30～8:15 (8:25～8:40 移動時間) (8:40～9:00 自由保育)	9:00～ 14:00 教育時間		14:00 ～16:15 (16:15～16:30移動)	16:30～18:30
	まつぼっくり組	7:30～8:15(早朝料金) (8:25～8:40 移動時間) (8:40～9:00 自由保育)	9:00～ 14:00 教育時間		14:00 ～16:15 (16:15～16:30移動)	16:30～18:30
平日 半日 保育	横浜型	7:30～8:15 (8:25～8:40 移動時間) (8:40～9:00 自由保育)	9:00～ 11:30 教育時間	11:30 ～16:15 (16:15～16:30移動)		16:30～18:30
	まつぼっくり組	7:30～8:15 (早朝料金) (8:25～8:40 移動時間) (8:40～9:00 自由保育)	9:00～ 11:30 教育時間	11:30 ～16:15 (16:15～16:30移動)		16:30～18:30
平日 (長期 休暇期 間)	横浜型	7:30～8:15 (8:25～8:40 移動時間) (8:40～9:00 自由保育)	9:00 ～16:15 (16:15～16:30移動)			16:30～18:30
	まつぼっくり組	7:30～8:15 (早朝料金) (8:25～8:40 移動時間) (8:40～9:00 自由保育)	9:00 ～16:15 (16:15～16:30移動)			16:30～18:30
活動場所		東白楽駅そば施設 ニューライフ東白楽マンション	ニューライフ幼稚園 施設内及び園庭			東白楽駅そば施設 ニューライフ東白楽 マンション

【預かり保育の種類と利用方法】

	法 30 条 4_2 号	法 30 条 4_1 号		
就労時間	月 64h 以上 (1 週間に 14 時間 54 分以上) ※該当要件は別表を参照	月 48h 以上 64h 未満 (1 週間に 11 時間 10 分以上 14 時間 54 分未満) ※該当要件は別表を参照	月 48h 未満 (1 週間に 11 時間 10 分未満)	0 h (就労なし)
保護者の状況	出産の準備や出産後の休養が必要 病気・けがや障害のため保育が困難 病人や障害者、要介護者を介護している（詳細要件有） 自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっている 仕事を探している（求職中） 大学や職業訓練校などに通っている 虐待や配偶者等からの DV（家庭内暴力）の恐れがある 等、詳細要件確認のこと		就労しているが条件に満たない方 (月 48h 未満) 就労しておらず、その他の保育を必要とする条件にも当てはまらない方	
園での呼称	エルマー		まつぼっくり	
費用負担	市型預かり保育 (国による無償化)	市型預かり保育 (市による無償化)		
	0 円 (11,300 円上限) ※満 3 歳児は別途条件があります (別頁参照)		300 円/1h(早朝料金は 1 回 500 円) + 50 円/1 日(おやつ代)	
提出書類	① 認定決定通知書コピー ※原則卒園までに 1 回、 給付認定 2 号の確認 ② エルマー申込書（新規） ※園独自の申込フォーム、 雇用内容を自分で記入	① 就労(予定)証明書（原本） ※毎年提出 ② エルマー申込書（新規） ※園独自の申込フォーム、 雇用内容を自分で記入 ③ 申立書 ※介護など就労以外の理由で利用する場合 →市型預かり保育利用要件に該当するか園が判断	提出書類なし システム予約すれば利用可能	
申込方法	園専用予約システム			

【備考】 2 号認定の方は育児休業中の補助があります。詳しくはお問合せください。

●詳しい問い合わせ先 神奈川区子ども家庭支援課：045-411-7157

【認定内容に変更があった場合】

求職中の方

施設型給付認定2号（求職中扱い）の有効期限は3か月となっています。

（1）3ヵ月を過ぎて、就職し、2号（A.月64h以上）となった場合、有効期限を延ばして引き続きエルマー（横浜型預かり）を利用するために変更手続きが必要です。区役所へ「給付認定申請書のA用紙（横浜市HPよりダウンロード可）」と「就労予定証明書（本人分）」を提出して下さい。その後、認定の変更の通知書が区役所から届き次第、園へ「認定（変更）通知書」（コピー）と、「エルマー申込書」を提出して下さい。

（2）3か月を過ぎて、就職し、1号（B.月48h以上64h未満）となった場合、引き続きエルマー（横浜型預かり）を利用するために、園へ就労予定証明書（コピー可）とエルマー申込書を提出して下さい。

新しくお仕事を始めた方・お仕事を増やす方

月に64時間以上就労される方は2号認定を取得する必要があります。

1号認定（月64時間未満の就労、もしくは就労なし）から2号認定（64時間以上就労）に変更される方は、区役所へ「認定変更申請書」（横浜市HPよりダウンロード可）と「就労（予定）証明書」他添付書類を提出して下さい。書類一式が、区役所へ届いた時点より、認定の変更が有効となります。

詳細につきましては、こちらへアクセスしてください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/yochien/hojo/youchien-azukari.html>

こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

電話：045-671-2085 ファクス：045-664-5479

メールアドレス：kd-azukari@city.yokohama.jp

【利用時の注意事項】

- ・年少組(新入园児)は、4/1 からエルマーの利用が可能（※横浜型預かり保育の就労条件を満たす必要あり）、6/1 からまつぼっくりの利用が可能です。
- ・2歳/満3歳児は、3歳の誕生日の翌月1日からエルマーの利用が可能（※横浜型預かり保育の就労条件を満たす必要あり）、まつぼっくりの利用はできません。

【エルマー/まつぼっくりの予約】

毎月20日までに、翌月の利用予約をシステム入力してください

20日以降、利用予約をシステム入力しないでください

- *人数により教員配置人数を決めていますので必ず期日を守ってください。
- *20日以降に急用(病院、学校、介護等)による追加申し込みをする場合は、必ず担任へ連絡してください。人数に余裕がある場合には、随時受付を行います。
- *まつぼっくりの予約は、基本的に20日までです

【料 金】

エルマー	無償化の対象となります
まつぼっくり	朝7時30分～8時25分 500円 1時間300円（長期休暇中も変更ありません） 1日50円(おやつ代)
みつば組	月上限9000円 9000円未満の方は、まつぼっくりと同様

*利用料金は30分ごとの計算となります(15分から繰り上がります)

例1)始まり時間 11:30 降園時間 16:05→利用時間 2時間5分 利用料金 600円

例2)始まり時間 11:30 降園時間 16:25→利用時間 2時間25分 利用料金 750円

【バス利用の方】

朝のみのバス利用や、帰りのみのバス利用も承っています。担任まで事前にご連絡ください。
当日の急なご利用の際は、園とバス停の保護者へ、電話連絡をしてください。

【送迎場所】

◇朝 7:30～8:25 ニューライフ東白楽マンションへ登園
8:25以降 幼稚園 各クラスへ登園

◇夕方 16:00まで 幼稚園 ホールにお迎え
16:00～18:30 ニューライフ東白楽マンションにお迎え

- * 16：00 の出発までにお迎えがない場合はそのまま移動します、
幼稚園での引き渡しを希望する方はご連絡ください
- * ニューライフマンションへのお迎えは、**18 時 30 分時間厳守**です、
18 時 30 分を超える場合は、他のご家族やファミリーサポートのご協力をお願いします

【長期休み】

◇時間・場所

- * 通常と同じ
- * 幼稚園に登園する場合は、ホールへお願いします

※詳細は入園説明会で資料を配布します

<保護者記入欄> ※裏面の記入要領を確認の上、記入してください。

(フリガナ) 利用(希望)児童氏名	年 月 日生	利用(希望)施設・事業名	☐ 利用中 ☐ 申請中(転園含む)
(フリガナ) 利用(希望)児童氏名	年 月 日生	利用(希望)施設・事業名	☐ 利用中 ☐ 申請中(転園含む)
(フリガナ) 利用(希望)児童氏名	年 月 日生	利用(希望)施設・事業名	☐ 利用中 ☐ 申請中(転園含む)

横浜市長宛

就労(予定)証明書

<雇用主(事業主)記入欄> ※裏面の記入要領を確認の上、記入してください。

①	事業所名:	印	記入年月日:	年	月	日
	雇用主(代表者名):		記入者名:			
②	所在地:		記入者連絡先:			
	電話番号:					
下記の内容について、事実であることを証明します。						
③	本人氏名	本人住所 (または赴任先住所)				
	仕事の内容	主な就労場所 (勤務先)	☐ 自宅内 ☐ 自宅外 住所:			
④	就労形態	☐ 自営業 ☐ 正規 ☐ 派遣 ☐ パート・アルバイト ☐ その他()				
⑤	採用(予定)年月日 (事業開始日)	年 月 日 または ☐ 施設・事業利用開始次第就労開始				
⑥	有期雇用契約の 場合	年 月 日 ~ 年 月 日 (終了時の更新: ☐ 可 ☐ 否 ☐ 未定)				
⑦	就労日数	☐ 週・月に()日勤務 休日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 不定期(月 回)				
⑧	労働契約上の 就労時間等	1日	☐ 時間固定勤務	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 時間 分)	1週	時間 分 (休憩時間を含む)
		☐ シフト勤務等	平均 時間 分 (うち休憩時間 時間 分)			
		※ 育児短時間勤務を取得中の場合は、⑦欄に短縮前の就労時間、⑧欄に短縮後の就労時間を記入してください。				
		毎月2回以上の夜勤の有無 (宿舎や宿泊を伴う出張を含む。残業は含まない。) ☐ なし ・ ☐ あり				
⑨	就労実績 (有給の休暇含む)	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
		☐ 実績 ☐ 予定	☐ 実績 ☐ 予定	☐ 実績 ☐ 予定	☐ 実績 ☐ 予定	☐ 実績 ☐ 予定
		日	日	日	日	日

旧

新

⑨~⑪は、自営業の方は記入不要です。

⑩	半身赴任の有無	☐ なし ・ ☐ あり (赴任期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)				
⑪	育児短時間勤務	1日	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 時間 分)	1週	時間 分 (休憩時間を含む)	
⑫	産前産後休業	年 月 日 ~ 年 月 日				
	育児休業	年 月 日 ~ 年 月 日				
	育児休業の 短縮	施設・事業の利用が決定した場合には、 利用開始月中に育児休業を終了することが可能ですか。 ☐ 可 ・ ☐ 不可		※ 利用開始希望月は、保護者の方に確認してください。 ※ 利用が決定した場合、利用開始月中に育児休業を終了すること が必要です。 例えば4月1日利用開始の方は、4月1日~30日の間に 育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。 (復職していない場合には、施設・事業を利用できなくなります。)		

このほか、上記の項目で記載できない事項を記入してください。

⑬	その他特記事項	
---	---------	--

- ◆ この用紙は給付認定や施設・事業利用等にあたり必要な書類です。
- 雇用主（事業主）記入欄（太枠内）は必ず雇用主（事業主）が記入してください。
- ◆ 横浜市から雇用主（事業主）へ連絡する場合があります。
- ◆ 事実に相違した場合は、施設・事業を利用できなくなる場合があります。
- ◆ 提出された証明書は返却できませんので、記入漏れ等があった場合は申請者を通じて再度提出をお願いします。
- ◆ 訂正の際は、二重線で消し、訂正印（証明欄と同じ社印・代表者印等正式な印鑑）を押印してください。修正液や消えるボールペンは使用できません。

就労（予定）証明書 記入要領

<雇用主（事業主）記入欄>（太枠内）

① 証明欄

- 記入内容が事実であることを証明する欄です。
- 社印・代表者印等正式な印鑑を使用してください。会社の代表者または雇用内容を証明できる部署の長名で記入してください。

② 本人氏名、本人住所、仕事の内容、主な就労場所

- 就労場所は、「口 自宅外」に口をつけた場合、主に仕事をする場所1か所の住所を記入してください。複数の場所で就労する場合は、その旨も併せて記入してください。
- 就労場所の住所が決まっていなかった場合は「未定」としてください。地域が決まっている場合（〇〇市内、東京都内など）は、その地域を記載してください。
- 契約上の就労場所が自宅外であるものの、新型コロナウイルス感染症に関連して一時的に在宅勤務をしている場合は、「口 自宅外」に口をつけてください。

③ 就労形態

- 該当する就労形態に口をつけてください。
- 内職の方、専従者は「口 自営業」に口をつけてください。

④ 採用（予定）年月日（事業開始日）

- 保育所等を利用できるが決まらないうちに正式に採用できない場合や、事業を開始できない場合は、「口 施設・事業利用開始次第就労開始」に口をつけてください。

⑤ 有期雇用契約の場合

- 契約期間を記入してください。終了時の更新について、該当の項目に口をつけてください。

⑥ 就労日数、休日

- 就業規則や契約等で決まっている休日を除いた1週間あたりまたは1か月あたりの就労日数を記入してください。
- 休日となっている曜日に口をつけてください。なお、休日が不定期の場合は、「口 不定期」に口をつけ、月に何回休みがあるかを記入してください。

⑦ 労働契約上の就労時間等

- 1日あたりの就労時間等（休憩時間を含み、残業は含みません。）を記入してください。
- シフト勤務の方や就労時間が固定されていない方は、休憩時間を含む1日あたりの平均就労時間を記入してください。また、直近1か月のシフト表を添付してください。
- 1週あたりの就労時間（休憩時間を含み、残業は含みません。）を記入してください。
- ※ 育児短時間勤務を取得中の場合は、⑦欄に短縮前の就労時間、⑩欄に短縮後の就労時間を記入してください。
- 夜勤とは、残業を除いた、0時をまたぐ勤務とします。

⑧ 就労実績

- 実績または予定は、該当の欄に口をつけてください。
- 有給休暇取得日を含み、当月の1日から末日までの就労日数を記入してください。就労日数については、1時間でも働いた日は1日として計上してください。
- 記入月直近6か月の実績を記入してください。記入月直近6か月の間に産前産後休業・育児休業期間が含まれる場合は、休業を取得している月を除いた6か月の実績を記入してください。
- 実績が6か月に満たない場合は、翌月以降の予定も含めて6か月分を記入してください。
- 記入月に就労している（予定を含む）場合は、就労日数には実績と予定の合計日数を記入してください。
- 実績がない方（採用予定・事業開始予定の方）は、採用予定日・事業開始予定日以降6か月の予定を記入してください。

⑨～⑪は、自営業の方は記入不要です。

⑨ 単身赴任の有無

- 該当の項目に口をつけてください。単身赴任ありの場合は、赴任期間を記入してください。赴任期間の終期が未定の場合には、見込みの時期を記入してください。

⑩ 育児短時間勤務【該当する場合】

- 育児短時間勤務を取得中の場合は、短縮後の就労時間を記入してください。

⑪ 産前産後休業、育児休業【該当する場合】

- 産前産後休業、育児休業を取得しているまたは取得していた場合は、期間を記入してください。⑩欄に記載しきれない場合には、⑪欄に記載してください。

⑫ その他特記事項

- 上記の項目で記載できない事項を記入してください。
- 既に退職している、または退職が決まっている場合は、退職年月日を記入してください。
- 妊娠等により、就労実績等が減少している場合は、その旨記入し、⑩欄に記載した実績より前の6か月の実績も記入してください。
- 育児短時間勤務の取得により、就労実績（日数）が減少している場合は、その旨記入してください。【雇用されている方のみ（自営業の方以外）】
- 新型コロナウイルス感染症に関連して、就労実績等が減少している場合は、減少している理由と減少している月を記入してください。
- 実績として、月16日以上かつ1週28時間以上労働することを常態としていない場合で、保護者の方の意向等により、就労時間・日数を増やせるときは、以下の3点を記入してください。
- ① 就労時間・日数等を増やせる時期
（例）保育所等の利用を開始した月から
- ② 増やせる場合の1週あたりまたは1か月あたりの就労日数
- ③ 増やせる場合の1日あたりと1週あたりの就労時間

◆ ご不明点がありましたら、区役所こども家庭支援課へお問い合わせください。
◆ 本様式は、横浜市ウェBSITEからPDF・Word・Excel版がダウンロードできます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yo/ji/shisetsu/hoikuriyou/>
◆ 標準的様式（横浜市版）も上記ウェBSITEからダウンロードができ、お使いいただけます。



保護者の方へ

- ◆ 保護者の方も記入要領を確認してください。
- ◆ 提出された書類の証明事項について、雇用主（事業主）に確認することがあります。
- ◆ <保護者記入欄>について、記入してください。利用（希望）施設・事業名は、申請中の場合、第一希望施設・事業名を記入してください。また、きょうだいで利用（希望）している場合は、きょうだい分も記入してください。
- ◆ ⑨～⑪は雇用されている方のみ（自営業の方以外）審査の対象となります。
- ◆ 就労状況を確認するため、追加書類（開業届の写し等）を求めることがあります。
- ◆ 就労（予定）証明書は原本を提出していただきますが、きょうだいで同時に申請する場合は、一番下のお子さんに原本をつけ、上のお子さんの分はコピーでも可能です。

6 令和3年度 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準（抜粋編集）

I 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定は、保護者のいずれもが次の「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当することにより、決定します。

保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	- 保護者が居宅外で原則として月64時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。 - 居宅外の自営又は農漁業従事者。 - 勤務先が決定又は内定しているもの。（利用開始後、1か月以内に就労するもの。） - 保護者が居宅内で原則として月64時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。（内職従事者を含む。）
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	- 保護者が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。（多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。） - 出産は妊娠85日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。
3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	- 保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。 - 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 - 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級に判定されたもの。 - 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 - 保護者が（2）～（4）の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。
4 保護者が、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	- 親族が治療等に原則として1か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 - 親族が療育手帳の交付を受けているもの。 - 親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。 - 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 - 親族が（2）～（4）の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。 - 常時介護とは、病院等で原則として月64時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別学校及び障害児（者）施設等に入院、通学、訓練等のため原則として月64時間以上付添をしているものを含む。
5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。
6 保護者が、求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	保護者が求職活動（起業準備を含む。）をすることを常態としているもの。ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる適当な期間を定めることとする。
7 保護者が、就学することを常態とすること。	- 保護者が原則として月64時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 - 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。
8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。	- 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。（（1）に該当する場合を除く。）
9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	- 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。（いわゆる年長組） - 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。
10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	- 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 - ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。 - その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。